

自然災害により住家に被害を受けた方への国および県の支援制度概要

○秋田県災害見舞金

豪雨や洪水等の自然災害により被害を受けた世帯に対し、見舞金を給付しております。

給付にあたって、被害を受けられた世帯からの申請は不要です。(市町村が被害状況を調査し、対象世帯等を県に報告することになっております。)

被害を受けられた後、市町村による被害状況の調査が行われていない場合は、お住まいの市町村の防災担当課にご連絡をお願いします。

- ・給付対象および見舞金の額

給付対象	給付額
(1) 死者または行方不明者が生じた世帯	60万円
(2) 精神又は身体に著しい障害を受けた者が生じた世帯	60万円
(3) 住宅を全壊、流失、半壊または床上浸水した世帯	
●自己所有家屋で現に居住している家屋	
全壊、流失の場合	60万円
半壊、床上浸水の場合	20万円
●借家で現に居住している家屋	
全壊、流失の場合	20万円
半壊、床上浸水の場合	6万円

○災害援護資金貸付金

災害救助法が適用となった災害により、住居や家財に被害を受けた場合に、市町村が一定所得以下の世帯の方に対し、貸付限度額の範囲内において、当面の生活の立直しに資するため貸付を行うものです。

- ・貸付対象および貸付金の限度額

被害の種類および程度	限度額
① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
② 家財等の損害	
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	250万円
イ ①と②のイが重複した場合	270万円
ウ ①と②のウが重複した場合	350万円

※母子父子家庭または寡婦の方には母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付も行っております。

詳しくはお住まいの地域の福祉事務所へお問い合わせください。

○賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅とは、災害救助法が適用となった災害により住家を失った被災者に対し、民間の賃貸住宅を借り上げて提供される、応急的、一時的な住宅のことをいいます。全壊、全焼または流出して居住する住家を失い、かつ自らの資力では住家を得ることができない方が入居を申し込むことができます。**入居できる期間は最長2年**です。

※被害の程度が大規模半壊～半壊であっても、水害により流入した土砂や流木により住家として利用できない場合は、応急仮設住宅の利用が可能となる場合があります。

○住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

住宅の応急修理とは、災害救助法が適用となった災害により被災した住宅に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を行うものです。

被災された方が市町村に申込みを行い、これを受けた市町村が修理業者に対して応急修理を依頼し、費用を支払います。被災された方に直接支給するものではありません。

応急修理の対象および費用の限度額は以下のとおりです。

- ・対象 象 災害のために住家が大規模半壊～準半壊と判定される損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
※全壊は修理することで居住することが可能な場合のみ対象。
- ・費用の限度額 大規模半壊～半壊 1世帯当たり 70万6千円以内
準半壊 1世帯当たり 34万3千円以内

【注意】既に施工が完了し、被災された方が代金を支払ってしまったものは対象にできません。被災した住宅の修理を検討している方は、修理業者に直接の依頼は行わず、必ずお住まいの市町村へお申し込みください。

※住宅の応急修理制度については「災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度について【概要】」もあわせてご覧ください。

○住宅リフォーム推進事業補助金（災害復旧）

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象により生ずる被害）に伴う住宅被害（市町村長等の証明を受けた被害に限る。）の復旧工事を行う方に対し、補助金を交付します。

- ・補助対象者 被災住宅の所有者等
- ・対象工事 次のすべてを満たすもの
 - ①自然災害に起因する被害箇所の原形復旧を目的とする工事
 - ②県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの
又は
令和5年7月14日時点で県内に支店、営業所を開設している建設業者と工事請負契約を締結する工事
 - ③補助対象工事費が50万円以上（消費税含む）
- ・補助金の額 補助対象工事費の10%、最大8万円

○不動産取得税の減免

地震、風水害、落雷、火災、雪害などの災害により、家屋などに被害を受けられた方は、被災した家屋やその代わりに取得する家屋について、被害の程度に応じて不動産取得税の減免が受けられます。

減免の対象となる要件および減免される税額は以下のとおりです。

- (1) 災害により滅失または損壊した不動産（(2)の適用を受けた不動産を除きます。）に代わる不動産を3年以内に取得した場合（既に納付しているものは対象となりません。）

減免される税額 滅失又は損壊した不動産の固定資産台帳に登録された価格に税率を乗じた額を限度として減額

- (2) 取得した不動産が取得してから1年以内に災害により滅失または損壊した場合

災害を受けた家屋の状態	不動産取得税の減免額
滅失又は損壊したことにより家屋の全部を取り壊したとき	全 額 減 免
損壊した家屋を取り壊さなかった場合	損壊の程度に応じて一定額を減免

また、減免のほかにも、納税や申告等の期限の延長が受けられる場合があります。

○被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

本制度に基づく支援金には、被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金があります。

支給にあたって、被害を受けられた世帯からの申請が必要となります。

・対象世帯 秋田市、五城目町の世帯であって次のいずれかに該当するもの

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難）
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊）

・支援金の額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3／4になります。